

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
様

下諏訪町議会議長 樽 川 信 仁

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

長く続いたコロナ禍、物価・原材料の高騰などで地域経済が疲弊する中、今年10月から消費税の適格請求書等保存方式（略称インボイス制度）が実施されようとしています。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには適格請求書（インボイス）が必要となるため、これまで消費税の免税事業者とされていた年間売り上げが1,000万円以下の事業者や個人事業主も課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が新たに発生します。これまでどおり免税事業者のままであれば、課税事業者との取引から排除されたり、消費税分の値下げを求められたりするおそれがあります。どちらを選択したとしても、この制度導入を契機に倒産や廃業の増加が起これ、地域経済の再生が阻害されかねません。

また、一方では、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合は、仕入税額控除ができず多額の税負担が発生します。

このように、個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など現在の免税事業者と、免税事業者と取引のある課税事業者に、広範な影響を及ぼすインボイス制度に対する疑問や不安、反対の声が、様々な中小企業団体や税理士団体などからあがっています。

加えて、制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難くありません。

よって国におかれては、中小企業と個人事業者の営業と暮らし、地域経済の再生を脅かすインボイス制度を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。